

2014/05/12 09:17 現在の情報です。

東京都杉並区上荻二丁目38番11号
 株式会社ジーアールエル
 会社法人等番号 0113-01-017401

商号	株式会社ジーアールエル	
本店	東京都杉並区上荻二丁目38番11号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成9年9月10日	
目的	1. 旅行代理業 2. カルチャーセンターの企画、運営 3. 情報通信機器の製作、販売 4. テレビ番組の制作 5. 各種イベントの企画、運営 6. インターネットのホームページの企画、運営 7. 各種介護サービス 8. 不動産の売買・賃貸・管理・仲介業 9. 損害保険の代理業 10. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	4300株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1075株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金5375万円	
役員に関する事項	取締役 梅原洋佳	平成19年10月28日重任
	取締役 稲田洋奈	平成19年10月28日重任
	取締役 山本敦彦	平成19年10月28日重任
	取締役 林茂法	平成19年10月28日重任
	取締役 稲田明洋	平成22年7月16日就任
	東京都杉並区上荻三丁目25-8 代表取締役 梅原洋佳	平成19年10月28日重任
	監査役 梅原宏高	平成19年10月28日就任
支店	1 静岡県沼津市本田町2番39号	
	2 新潟県新潟市花園二丁目10番	
	3 熊本県熊本市神水一丁目5番10号	
新株引受権付社債	第1回無担保新株引受権付社債 新株引受権付社債の総額 金0円 新株の引受権の行使によって発行すべき株式の発行価額の総額 金7500万円 各新株引受権付社債につき払い込んだ金額	

	<p>全額 新株の引受権の内容 新株引受権の行使により発行する株式は当社額面普通株式（1株の額面金額5万円）1株の発行価額（行使価額）は、当初金5万円とする。本新株引受権者は、本新株引受権の行使にあたり、本社債券を提出して請求することにより、本社債の償還に代えて、その発行価額をもって行使価額の払込があったものとする。新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式の株式数は次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">各新株引受権者が権利行使のため提出した 新株引受権証券の割当金額の合計額</p> $\text{株式数} = \frac{\text{行使価額}}{\text{新株引受権証券の割当金額}}$ <p>ただし、1株未満の端数を生ずるときは、その端数は切捨てる。 各本新株引受権の一部行使の場合には、その残余については、これを放棄したものとみなす。 本社債発行後、その行使価額を下回る払込金額により新株式を発行する場合には、次の算式により調整される。 (コンバージョン・プライス方式)</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行1株当り株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合等の場合にも調整されるものとし、いかなる場合においても行使価額は会社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。 行使価額中資本に組み入れる額 行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合には、これを切り上げた金額とする。ただし、いかなる場合でも1株につき資本に組み入れる額は、会社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。</p> <p>新株引受権の譲渡 本新株引受権は、本社債と分離して譲渡することができる。 新株の引受権を行使することのできる期間 平成12年5月1日から平成22年4月20日まで (権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)</p> <p>各新株引受権付社債の金額 金250万円 本社債には新株の引受権が付されている</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成23年1月17日東京都新宿区百人町一丁目12番1号ウエストウッドビル3Fから本店移転 平成23年 1月21日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。